

制度概要

対馬市中小企業振興資金保証（略称:対馬）		
目 的	対馬市内の中小企業者の経営の安定、および業容拡大を実施するために必要な資金の融資を円滑化することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	(1)対馬市内に主たる事業所を有し、原則として市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、対馬市商工会の斡旋を得たもの。 (2)業容拡大資金 前項の要件に加えこれまで営んできた事業と日本産業分類の細分類の異なる業種において、新たに市内において事業を開始する具体的な計画を有するもの。	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金） 業容拡大資金にあつては、当該事業計画の実施に必要な資金	
保証条件	貸付限度額	1,000万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	分割返済（ただし、必要に応じて一括返済を認める。）
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.90%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ②セーフティネット保証5号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証5号を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	対馬市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.315%～1.330% ②セーフティネット保証5号の場合 年0.665% ただし、①②ともに業容拡大資金については、全部を補助する。ただし、適用料率③による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	対馬市内の十八親和銀行の各支店	
申 込 時 類 添 付 書 類	①対馬市商工会が発行する融資斡旋書(写) ②セーフティネット保証5号を利用する場合は、 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市長の認定書 ③業容拡大資金に該当するものは事業計画書 ④その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：対馬市商工会 ※市税に未納がないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	平成26年 4月 1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	